本件事業のうち、「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第２号の一般国道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の改築について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間のうち本別インターチェンジの改築に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間のうち本別インターチェンジの改築に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件区間のうち本別インターチェンジの改築を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線（以下「本路線」という。）は、北海道寿都郡黒松内町を起点とし、小樽市、札幌市、北広島市、恵庭市、千歳市、夕張市、北海道中川郡本別町及び北海道白糠郡白糠町等を経由して釧路市に至る延長433.6㎞の高速自動車国道である。

本件区間の沿線には、水産業及び酪農業が盛んな釧路・根室地域や十勝地域への物流拠点となっている釧路港があり、道東地域の経済、文化、観光活動及び日常生活に重要な役割を果たしている。道東地域から道央地域等への物流等のほとんどは自動車輸送に依存しているが、高速道路の整備が立ち遅れており、道東地域の今後の発展のためには、札幌市等の主要都市及び物流拠点である特定重要港湾苫小牧港等が存する道央地域との交流及び連携の基盤である高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

その一方で、本件区間に対応する主要幹線道路としては、一般国道38号、一般国道242号、一般国道274号及び一般国道392号があるが、一般国道38号は、日常生活に係る域内交通と物流等に係る通過交通とがふくそうし、各所で交通混雑が発生しているとともに、一般国道38号、一般国道274号及び一般国道392号（以下「一般国道38号等」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び縦断勾配を満たさない箇所が多数存在し、交通事故や自然災害による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な通行が著しく阻害されている状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、一般国道38号の自動車交通量は北海道十勝郡浦幌町上厚内地内で9,302台／日、釧路市大楽毛地内で16,813台／日、混雑度はそれぞれ1.57、1.60となっている。

本件事業の完成により、順次建設中である本路線とともに、道東地域と道央地域とが高速自動車国道で結ばれ、本路線と高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線とが連携することから、北海道における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性が確保されることとなり、道東地域の主要産品である農水産物や釧路港に搬入され十勝地域で消費される石油類等の物流輸送の効率化及び観光圏の拡大等が図られることが認められる。また、線形不良や通行止め等の隘路がある一般国道38号等の安全かつ確実な代替機能が確保されることとなる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、昭和63年11月及び平成３年２月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき環境影響評価を実施しており、大気質等全ての調査項目で環境基準等を満足すると評価されている。また、起業者は、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で上記環境影響評価の照査を行ったところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるタンチョウ及び天然記念物であるオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニが確認されている。タンチョウ及びニホンザリガニについては、本件事業により生息地の一部を通過することから、起業者は、タンチョウについては、工事中は低騒音、低振動の建設機械及び工法を採用するなど適切な措置を講ずることとし、また、ニホンザリガニについては、流水の汚濁防止及び地下水流の確保をし、必要に応じて個体移植及び事後調査を実施するなど適切な措置を講ずることとしている。オジロワシ、オオタカ及びクマタカについては、営巣が確認されており、本件事業により生息環境の一部を通過することから、起業者は、工事中については低騒音、低振動の建設機械及び工法を採用し、鳥類の専門家等からなる検討会の指導及び助言を受け、継続的なモニタリング調査及び必要に応じて事後調査を実施するなど適切な措置を講ずることとしている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているトラキチラシ及び絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメハナワラビが確認されている。本件事業により、これらの種の生育地の全部又は一部を通過することから、起業者は、必要に応じて移植等の適切な措置を講ずることとしている。

また、本件事業地内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。